

正誤表

○国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務調達仕様書(案)6ページの6. その他(2)の一部を以下のように改める。

正	誤
<p>その他の入札説明書で求める提案資料を審査して行う。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) 技術仕様等に関して、提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で全て製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器、又はソフトウェアにより応札する場合には、要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。</p> <p>(2) 導入に関して、導入時スケジュールは監督職員と協議し、その指示に従い導入機器の搬入・設置を行うこと。なお、既存システムは令和5年3月31日まで稼働し、本導入システムの運用開始は令和5年4月1日とする。</p> <p>(3) 提案に関して、提出資料に対する照会先を明記すること。提出された内容等について、問い合わせやヒヤリングを行うことがある。</p> <p>(4) 搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続、分電盤・電源設備等の付帯電気工事、ハードウェア・ソフトウェア保守、印刷マニュアル等に要する全ての費用は、本調達に含まれる。</p> <p>(5) 解約及び借入期間満了時には、受注者の費用において借入物品を回収し、内蔵記憶装置のデータ内容を復元不可能となるよう完全に消去を行うこと。消去完了後はデータ消去方法、消去回数階数、対象機器を記載した「データ消去完了報告書」を提出すること。</p>	<p>その他の入札説明書で求める提案資料を審査して行う。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) 技術仕様等に関して、提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で全て製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器、又はソフトウェアにより応札する場合には、要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。</p> <p>(2) 導入に関して、導入時スケジュールは監督職員と協議し、その指示に従い導入機器の搬入・設置を行うこと。なお、既存システムは令和54年3月31日まで稼働し、本導入システムの運用開始は令和54年4月1日とする。</p> <p>(3) 提案に関して、提出資料に対する照会先を明記すること。提出された内容等について、問い合わせやヒヤリングを行うことがある。</p> <p>(4) 搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続、分電盤・電源設備等の付帯電気工事、ハードウェア・ソフトウェア保守、印刷マニュアル等に要する全ての費用は、本調達に含まれる。</p> <p>(5) 解約及び借入期間満了時には、受注者の費用において借入物品を回収し、内蔵記憶装置のデータ内容を復元不可能となるよう完全に消去を行うこと。消去完了後はデータ消去方法、消去回数階数、対象機器を記載した「データ消去完了報告書」を提出すること。</p>